

日韓消費者法ミニセミナー

民法改正と消費者法

民法の債権債務関係を中心とした大規模な改正を内容とする「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」の施行日（2020年4月1日）がいよいよ目前に迫ることとなった。

本特別研究会では、「民法改正と消費者法」という共通テーマの下で、韓国消費者法学界の第一線でご活躍中のお二人の先生をお招きし、日本および韓国における民法改正が消費者法にいかなる影響を与えるのか、また、残された課題は何かを探るために議論を重ねることにしたい。

日時

2020年 **2月18日**(火)
14:00～18:00

場所

関西大学 千里山キャンパス
児島惟謙館1階 第1会議室

聴講無料・申込不要

第1セッション

第1報告 「韓国における最近の民法改正作業と消費者法」
／徐 ヒソク(釜山大学校 教授)

第2報告 「複数契約の解除 ——改正で実現されなかった論点」
／寺川 永(関西大学 法学部教授)

第2セッション

第3報告 「民法改正と約款規制法」
／李 ビョンジュン(韓国外国語大学校 教授、
韓国消費者法学会会長)

第4報告 「定型約款に関する新規定とその解釈」
／馬場 圭太(関西大学 法学部教授)

通訳:金 ミンジュ
(広島大学大学院社会科学政策法務講座 助教)